

那須地域定住自立圏構想について

令和元年 7 月

§ 1. はじめに

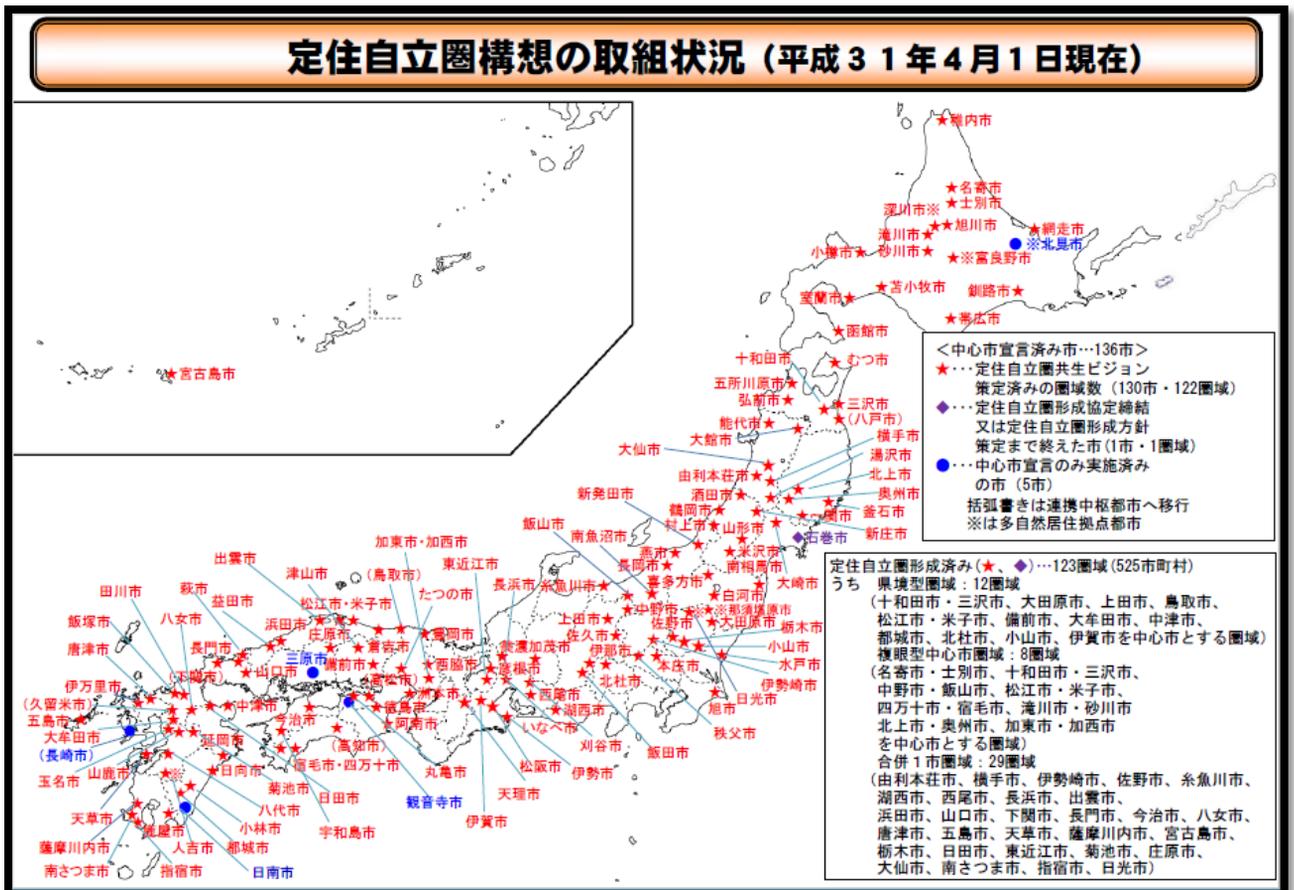
1. 定住自立圏構想の趣旨

定住自立圏の形成にあたっては、医療や買物など住民生活に必要な機能について一定の集積があり、周辺の市町村の住民もその機能を活用しているような都市が「中心市」となるものとしています。

圏域全体においては、「中心市」が中心的な役割を担うことを想定し、「中心市」が周辺の市町村と役割分担した上で、NPOや企業など民間の担い手とも連携して生活機能の確保のための事業を実施し、人口定住を図っていくものとしています。

2. 定住自立圏構想の取組状況

総務省のデータによると、平成31年4月1日現在において、136市が中心市宣言済みであり、123圏域（延べ525市町村）で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済みであるとしています。



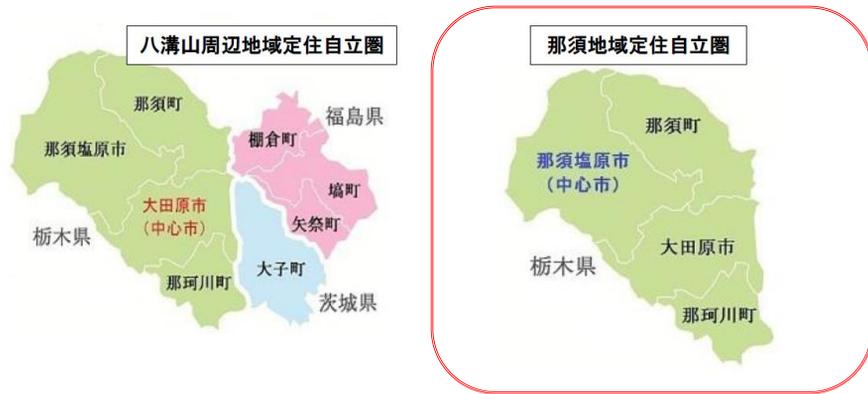
(出典：総務省ホームページ)

§ 2. 那須地域定住自立圏構想について

1. 概要

那須塩原市が定住自立圏構想における中心市としての要件を具備したことに伴い、既に圏域を形成していくこととした大田原市をはじめとする「八溝山周辺地域定住自立圏」の構成市町とにおいて、新たに栃木県内の那須地域で定住自立圏を形成することについての協議を踏まえ、大田原市、那須町、那珂川町、そして中心市である本市の2市2町で「那須地域定住自立圏構想」を形成することとしました。

【定住自立圏構想における2つの圏域】



那須塩原市 定住自立圏形成協定の概要

協定締結日：平成27年2月10日



中心市名	人口(人)	昼夜間人口比率
那須塩原市	117,146	0.947

近隣市町名	人口(人)	近隣市町名	人口(人)
大田原市	75,457	那須町	24,919
那珂川町	16,964	圏域合計	234,486

多自然居住拠点都市

※平成27年国勢調査

○那須塩原市と近隣市町間の定住自立圏形成協定の概要

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

- (1) 環境
 - ①再生可能エネルギーの導入促進
 - ②鳥獣害防止
 - ③循環型社会の構築に向けた取組
- (2) 産業振興
 - ①観光、物産等地域資源の有効活用
- (3) その他
 - ①情報発信ネットワークの強化

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- (1) 地域公共交通
 - …公共交通のネットワーク化を図り、利用者の利便性を向上させることにより、公共交通の利用を促進し、圏域内の交流の活性化を図る。
- (2) 地産地消の推進
 - …圏域における地産地消を推進するため、各種事業及び普及啓発活動を行う。
- (3) 地域内外の住民との交流促進
 - …地域の資源を活かしたイベント等を連携して開催し、圏域住民の交流を促進する。

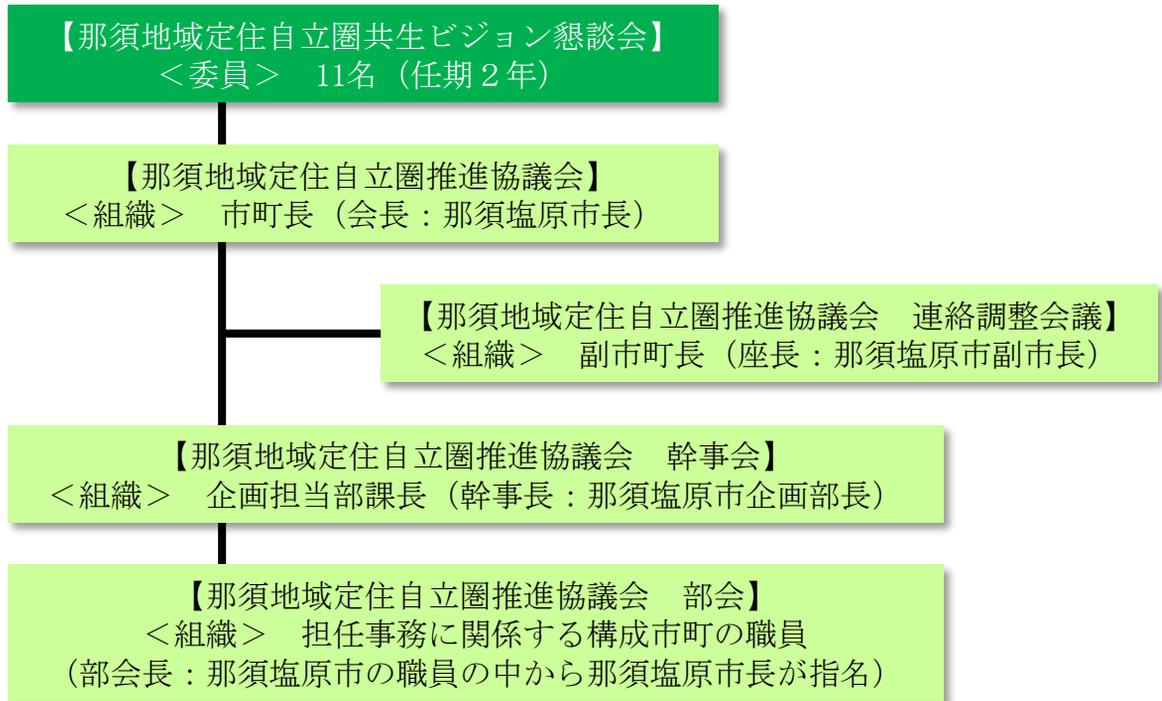
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- (1) 人材育成
- (2) 外部からの人材確保
- (3) コンピュータシステムの共同利用等
- (4) 地域人材の活用

※近隣市町村ごとに、協定内容が異なる場合があります。

2. 検討体制

(1) 組織体制



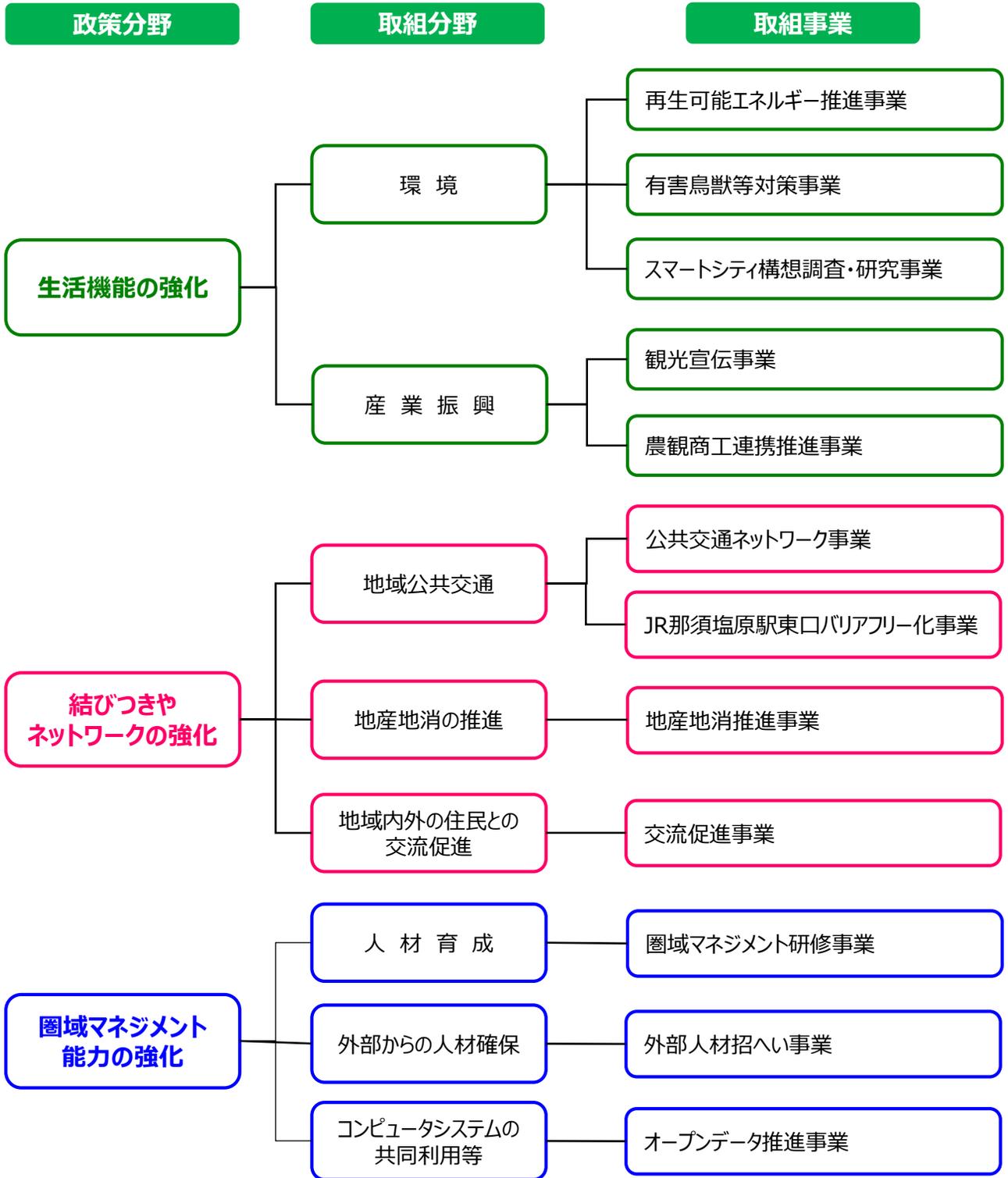
(2) 各組織の役割

- ① 那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会
 - ・ 共生ビジョンの策定又は変更に関すること
 - ・ その他那須地域定住自立圏構想の推進に関すること
- ② 那須地域定住自立圏推進協議会
 - ・ 定住自立圏の形成に関する協議及び調査に関すること
 - ・ 定住自立圏形成協定に関すること
 - ・ 定住自立圏共生ビジョンに関すること
 - ・ 上記に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項
- ③ 那須地域定住自立圏推進協議会 連絡調整会議
 - ・ 協議会運営に関する方針その他特に会長が必要と認める事項の協議及び調整
- ④ 那須地域定住自立圏推進協議会 幹事会
 - ・ 協議会提案事項その他の協議及び調整
- ⑤ 那須地域定住自立圏推進協議会 部会
 - ・ 担当事務について調査研究及び立案

3. これまでの主な取組状況

平成26年度	
平成27年2月10日	構成市町と定住自立圏の形成に関する協定を締結
平成27年度	
平成27年8月31日	第1回 那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会 ・ 那須地域定住自立圏の取組について ・ 那須地域定住自立圏共生ビジョンについて
平成27年10月16日	第2回 那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会 ・ 那須地域定住自立圏共生ビジョン（素案）について
平成27年11月26日	第1回 那須地域定住自立圏推進協議会 ⇒ 「那須地域定住自立圏共生ビジョン」を策定
平成28年度	
平成28年11月9日	第1回 那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会 ・ 平成28年度那須地域定住自立圏における主な取り組みについて ・ 那須地域定住自立圏共生ビジョンの変更について ・ 意見交換
平成28年11月22日	第1回 那須地域定住自立圏推進協議会 ⇒ 「那須地域定住自立圏共生ビジョン」を改定
平成29年度	
平成29年7月7日	第1回 那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会 ・ 平成28年度の取組内容について ・ 平成29年度の取組内容について ・ 意見交換
平成29年10月4日	第2回 那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会 ・ 那須地域定住自立圏共生ビジョンの改定について ・ 意見交換
平成29年10月27日	第1回 那須地域定住自立圏推進協議会 ⇒ 「那須地域定住自立圏共生ビジョン」を改定
平成30年度	
平成30年7月13日	第1回 那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会 ・ 平成29年度の取組事業について ・ 平成30年度の取組事業について ・ 意見交換
平成30年9月28日	第2回 那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会 ・ 那須地域定住自立圏共生ビジョンの改定について ・ 那須地域定住自立圏の今後の取組について ・ 意見交換
平成30年10月26日	第1回 那須地域定住自立圏推進協議会 ⇒ 「那須地域定住自立圏共生ビジョン」を改定

§ 3. 取組事業について



参 考

- 那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会条例

那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会条例

平成26年12月19日

条例第34号

(設置)

第1条 那須地域定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）の策定又は変更にあたり、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知。以下「要綱」という。）の規定に基づき、那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 那須地域定住自立圏 要綱の規定に基づき、中心市宣言を行った那須塩原市並びに那須塩原市と連携の意思を有する大田原市、那須町及び那珂川町の圏域をいう。
- (2) 那須地域定住自立圏共生ビジョン 要綱第6に規定する定住自立圏共生ビジョンをいう。

(所掌事務)

第3条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) その他那須地域定住自立圏構想の推進に関すること。

(組織)

第4条 懇談会は、15人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、那須地域定住自立圏の形成に関する協定書に掲げられた政策分野の関係者及び定住自立圏構想について識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 懇談会は、前条に規定する事務の遂行を補助するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、定住自立圏構想担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(会議の招集)

2 この条例の施行後、初めて開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。